

日本文理高等学校野球部OB会 会則

(名 称)

第1条 本会は、日本文理高等学校野球部OB会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、野球部員の心身の教育の一環として、野球部の発展と向上に対してOBが秩序ある協力をすることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の加入資格は日本文理高等学校野球部の卒業生をもって正会員として構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条（目的）を達成するため下記の事業を行う。

- 1 施設、用具、備品購入等の援助
- 2 現役野球部への応援援助

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長・・・・・・・・1名

副会長・・・・・・・・1名

会計・・・・・・・・1名

監査・・・・・・・・1名

各期代表幹事・・若干名

本会の役員の任期は、3年とする。但し、留任を妨げないものとする。

(役員選任)

第6条 本会の役員選任は、次の通り行う。

- 1 役員は会員の互選、又は推薦による
- 2 総会において承認を得る

(運 営)

第7条 本会は必要に応じて開催する。開催日は役員会において決定する。

(会 費)

第8条 本会は会費および寄付金にて運営する。

- 1 年会費は一人3千円とする
 - 2 臨時に特別会費（甲子園出場の際）をお願いする場合もある。
- 途中退会があっても上記の会費は返金しない。

(総 会)

第9条 本会の総会は、毎年1月に開催するものとし、会長がこれを招集する。

- 1 会費の決算報告
- 2 新入会員の紹介

(会 計)

第10条 本会の会計は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事務局)

第11条 事務局は日本文理高等学校内に置く。

住所 新潟市西区新通1072番地

第12条 本会則は1997年（平成9年）7月30日より施行する。

平成28年7月1日一部改訂